検討中の内容を含みます

介護保険システム等標準化検討会
合同ＷＴ（第１回）
令和８年11月６日　【資料３】

介護保険システム等標準化検討会
合同ＷＴ（第１回）

第１回合同ＷＴの検討概要

令和８年11月６日
事務局提出資料

1. 第1回合同WTにおける検討論点

○ 第1回合同WTで検討する論点は以下のとおりです。

No	検討論点	見直しの契機	関連個所	改定時期
1	令和9年度（第10期）介護保険制度の見直しの検討 ※介護報酬改定を含む	制度改正	2～15頁	令和9年1月
2	一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討	制度改正以外	16～18頁	

※1　現時点で制度改正等に関する内容で、発出されている内容等をもとに標準仕様書の影響を整理し、改定案を作成しています。
ただし、検討中の内容等も含まれておりますので、今後更なる変更が発生する可能性があります。

※2　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき定める厚生労働省関係システムに関する標準化基準を踏まえた機能標準化基準の策定作業に伴う訂正として、標準仕様書の見直し内容を 19頁に記載しています。

※3　標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた標準仕様書の見直しについて、20～24頁に記載しています。

2. 検討論点1の対応概要について(1/14)

○ 検討論点１「令和９年度（第10期）介護保険制度の見直しの検討」については、令和８年６月25日に公布されました「社会福祉法等の一部を改正する法律」等を踏まえ、反映が必要となる機能・帳票等について標準仕様書を見直します。
　なお、第２回検討会で示した検討論点から新たな検討論点を追加している一方で、検討結果により標準仕様書の見直しが必要としないもの　（「標準仕様書の改定は必要ないが、介護保険システムの改修は必要となるもの」、「現時点では標準仕様書の影響が確定していないもの」）も含まれています。

○ 検討論点１の各論としては以下のとおりになります。詳細は次頁以降を参照ください。

No	検討論点1の各論	施行時期	関連個所	備考
1	電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項	令和9年4月 （一部未定）	3頁	
2	介護分野におけるDXの推進への対応	施行済	4頁	
3	特定地域サービスの創設	令和9年4月	5頁	
4	夜間対応型訪問介護の廃止に関する事項	令和9年4月 （経過措置あり、令和12年3月まで請求可能）	ー	令和9年4月に向けた標準仕様書の改定は不要。
5	要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項	令和9年4月	6頁	
6	介護予防・日常生活支援総合事業の見直しに関する事項	令和9年4月	7頁	
7	第一号介護予防支援事業の実施に関する事項	令和9年4月	8～9頁	
8	登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の創設等に関する事項	未定 （公布後3年以内施行）	ー	令和10年4月に向けて必要に応じて標準仕様書を改定予定としており、今回の改定範囲では対象外。
9	補足給付に関する給付の在り方	令和9年8月	10頁	
10	第10期の保険料段階の設定	令和9年4月	11頁	
11	利用者負担割合における一定以上所得の判断基準	令和9年8月	12頁	第2回検討会より追加
12	認定ソフトのインタフェース仕様書改版への対応	令和9年4月	13頁	第2回検討会より追加
13	福祉用具販売、住宅改修に関する運用見直しへの対応	令和10年4月	14～15頁	第2回検討会より追加

上表の内容に変更や追加等がある場合は、必要に応じて共有します。
また、上表の内容以外に新たに標準仕様書の見直しが必要となった場合には適宜共有します。

2. 検討論点1の対応概要について(2/14)

検討中の内容を含む

○(No.1)電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項

電子資格確認の導入、被保険者証の返還等の所要の改正が行われることを受け、内容に応じて標準仕様書への反映を行うこととしており、現時点で示されている下図の内容を踏まえ、以下のとおり見直しました。

2　電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項

（1）「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等を受けようとする要介護被保険者等が、市町村に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいうものとする。（第７条第 10 項関係）

（2）被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければならないものとする。（第 12 条第４項関係）

（3）被保険者証の添付、記載、返付等に関する規定の整備を行う。（第 27 条第１項、第７項、第９項等関係）

（4）指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証の提示等により、当該指定居宅サービスを受けるものとする。（第 41 条第３項関係）

（5）その他所要の改正を行う。

【出典】介護保険最新情報Vol.1518「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」

○介護被保険者証の事務・運用
- 65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
- 電子資格確認を導入する　・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
- 65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う

【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料3－2　介護保険計画課」P347より抜粋

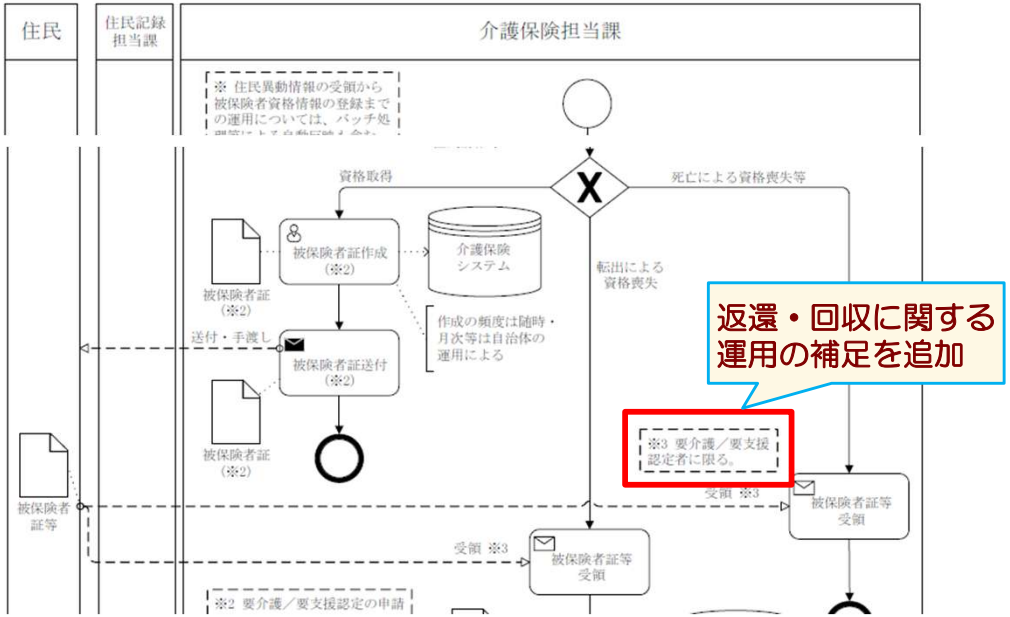
修正内容

改正内容より、被保険者証の交付契機の見直しに伴う、返還や提出等に関する運用が変更になることを踏まえ、標準仕様書の業務フローに対し、補足を追記しました。

【修正箇所】
・業務フロー
　02 被保険者資格 小分類 01 住民情報異動等に伴う資格異動

＜修正箇所＞

区分	1 介護保険	大分類	02 被保険者資格	小分類	01 住民情報異動等に伴う資格異動

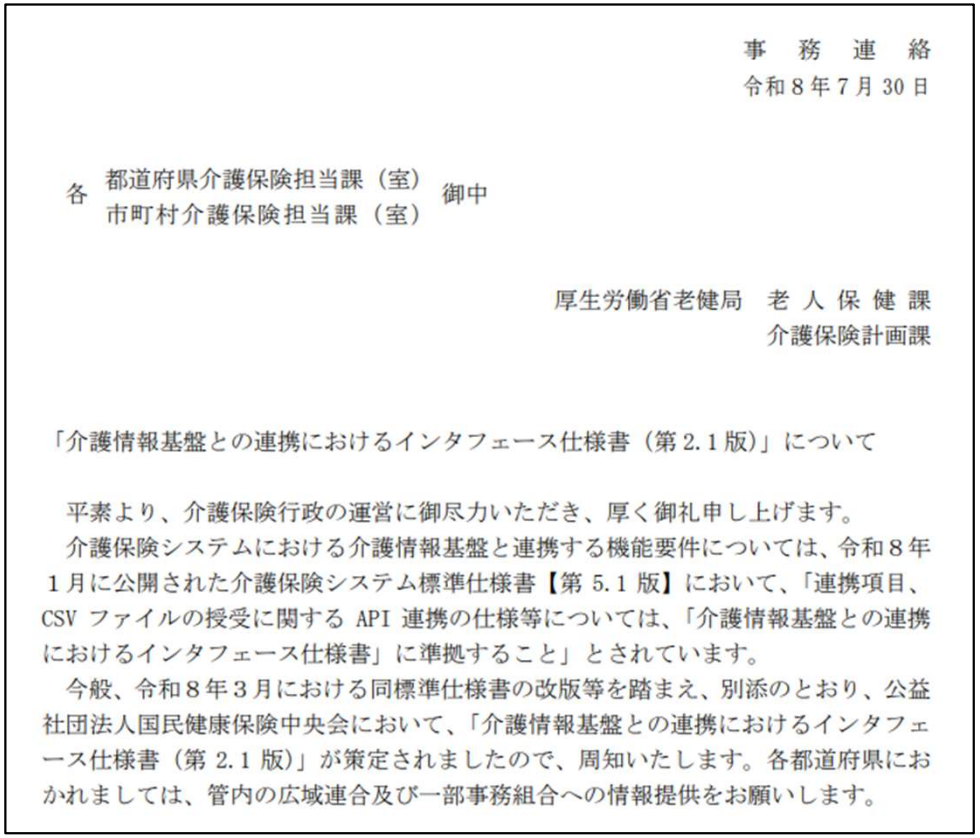


2. 検討論点1の対応概要について(3/14)

検討中の内容を含む

○(No.2)介護分野におけるDXの推進への対応

令和8年7月30日に事務連絡「「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.1版)」について」が発出され、介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書が改版されましたが、改版内容による標準仕様書への影響はありませんでした。
今後、インタフェース仕様書の更なる改版が行われる場合は、標準仕様書への影響がある場合は必要に応じて見直す予定です。



事　務　連　絡
令和８年７月30日

各　都道府県介護保険担当課（室）
　　市町村介護保険担当課（室）　御中

厚生労働省老健局　老人保健課
介護保険計画課

「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書（第２.１版）」について

平素より、介護保険行政の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
介護保険システムにおける介護情報基盤と連携する機能要件については、令和８年１月に公開された介護保険システム標準仕様書【第 5.1 版】において、「連携項目、CSV ファイルの授受に関する API 連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること」とされています。
今般、令和８年３月における同標準仕様書の改版等を踏まえ、別添のとおり、公益社団法人国民健康保険中央会において、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書（第 2.1 版）」が策定されましたので、周知いたします。各都道府県におかれましては、管内の広域連合及び一部事務組合への情報提供をお願いします。

【出典】WAMNET掲載「「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.1版)」について」

令和9年1月での標準仕様書改定想定 [凡例] ○:影響の可能性あり、ー:影響なしの見込み	
業務フロー	ー
機能・帳票要件	○
帳票詳細要件	ー
帳票レイアウト	ー
データ要件	ー
連携要件	○
＜影響概要＞ 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.1版)の改版内容による、標準仕様書への影響はありませんが、今後の改版等によって影響が生じる可能性があります。	
＜備考＞ 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書が、令和8年度中に更なる改版が行われるかは未定であるため、標準仕様書の改定は無しとなる可能性があります。	

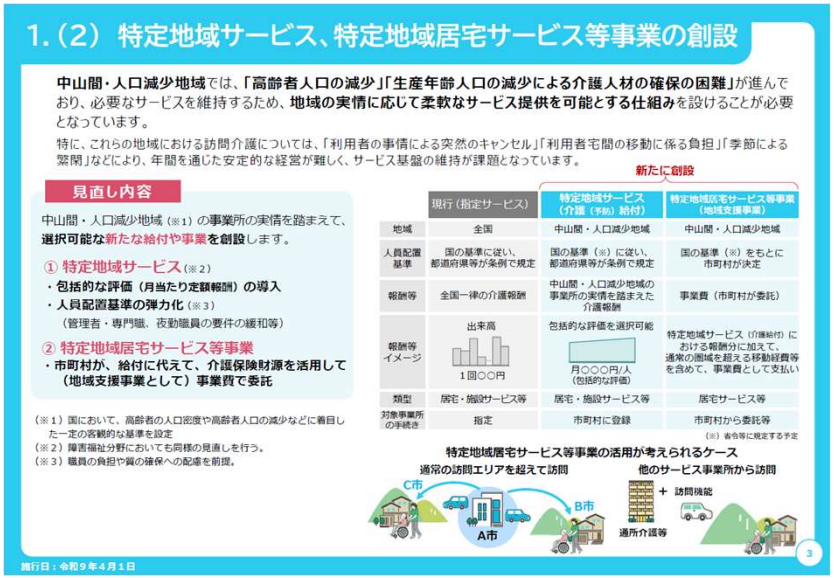
令和９年１月末の改定対象の有無について、担当課へ確認中となります。
改定対象がある場合は、可能な限り速やかに共有します。

2. 検討論点1の対応概要について(4/14)

検討中の内容を含む

○(No.3)特定地域サービスの創設

特定地域サービスの創設について、特例介護サービス費の支給対象となるサービスの一類型であり、高額介護サービス費や区分支給限度基準額管理となる等が示されており、令和8年10月6日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(その1)」の内容を踏まえ、以下のとおり、標準仕様書を見直しました。



(1) 特定地域サービスについて

② 費用の支給について

特定地域サービスに係る支給額は、指定サービス等と同様に、厚生労働大臣が定める各サービス費の基準額の9割相当(原則1割自己負担)を基準として、保険者が定めることとしている。特定地域サービスは、特例介護サービス費の支給対象となるサービスの一類型であるため、これまで同様、高額介護サービス費等の対象となるほか、区分支給限度基準額管理の対象となる。また、特例介護サービス費については、法定代理受領の規定を設けていないため、原則として償還払いとなるが、現行の基準該当サービス等と同様、保険者ごとに代理受領契約を結び、利用者からの委任を得ることにより、現物給付に準じた取扱いとすることができる。具体的には、利用者から代理受領に対する委任状を事業者に提出していただくことで、指定サービスと同じように、利用者が直接事業者に支払う額は、原則サービス提供にかかる費用の1割とし、保険者から事業者に対して直接残りの9割を支払うことが可能である。また、当該支払に係る審査・支払は、国民健康保険団体連合会に委託することが可能となる。こうした運用の詳細については、今後、施行に向けて、現行の基準該当サービス等に係る運用を参考にしつつ、保険者が実施する場合の要綱のひな形をお示しすることを予定しているので、参考にされたい。

【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料5 認知症施策・地域介護推進課」

修正内容

改正内容を踏まえ、標準仕様書に定めている現行の基準該当サービス等に係る機能要件と同等の機能要件として、特定施設に関するサービス比率を管理する機能要件を追加しました。

【修正箇所】
機能・帳票要件_8.給付管理　機能ID 0231483

※今後の事務連絡の内容や国保連インタフェース仕様の改版内容等を踏まえて、標準仕様書として更なる修正が必要であれば見直す予定です。

＜修正箇所＞機能・帳票要件_8.給付管理　機能ID 0231483

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。　【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別(直前の版から改定)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
8 給付管理	8.1 給付共通管理	8.1.5.		0230841	基準該当比率について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・サービス種類コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・サービス費比率 ※ 履歴管理できること	○			
8 給付管理	8.1 給付共通管理		新規追加	0231483	特定施設比率について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・サービス種類コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・サービス費比率 ※ 履歴管理できること	○		【第7.0版】にて新規追加	

上段は、参照した基準該当サービス等に係る規定済の機能要件(機能ID 0230841)になります。

2. 検討論点1の対応概要について(5/14)

検討中の内容を含む

○(No.5)要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項

当検討論点に関して、令和8年10月28日に自治体に対し、認定申請書等の様式案が示されました。様式案を踏まえ、以下のとおり、標準仕様書を見直しました。

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号）については、令和８年６月 25 日に公布され、介護保険法における要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項が次のように改正されたところです。

（１） 要介護認定を受けようとする被保険者が、当該要介護認定の申請に関する手続を代わって行わせることができる者として、次に掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものを追加する。
（第 27 条第１項関係）
イ 指定居宅サービス事業者であって、特定施設入居者生活介護を行うもの
ロ 指定地域密着型サービス事業者であって、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は複合型サービス（介護保険法第８条第 22 項第１号に掲げるものに限る。）を行うもの
ハ 特定地域介護保険施設（介護保険法第 49 条第１項第２号に規定する特定地域介護老人福祉施設、同項第３号に規定する介護老人保健施設及び同項第４号に規定する介護医療院をいう。16（１）ハにおいて同じ。）
ニ 指定介護予防サービス事業者であって、介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの
ホ 指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの
（２）要支援認定を受けようとする被保険者が、当該要支援認定の申請に関する手続を代わって行わせることができる者として、（１）イからホまでに掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものを追加する。（第 32 条第１項関係）

この改正により、「要介護認定等の実施について」（平成 21 年９月 30 日老発 0930 第５号厚生労働省老健局長通知）の要介護認定の「新規申請及び更新申請書」（別添１－１）及び「区分変更申請書」（別添１－２）について、別添様式案のとおり改正を行う予定としております。つきましては、令和９年４月１日の施行日より適用するため、施行日までに事前準備をお願いします。
なお、今般改正を行う申請書については、今後予定している介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正を踏まえ、施行日までに通知する予定であることを申し添えます。
当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、広域連合、一部事務組合に周知徹底をお願いいたします。

【参考】【御連絡】要介護認定申請の代行範囲の拡大に伴う申請書の様式案の送付について（メール本文）

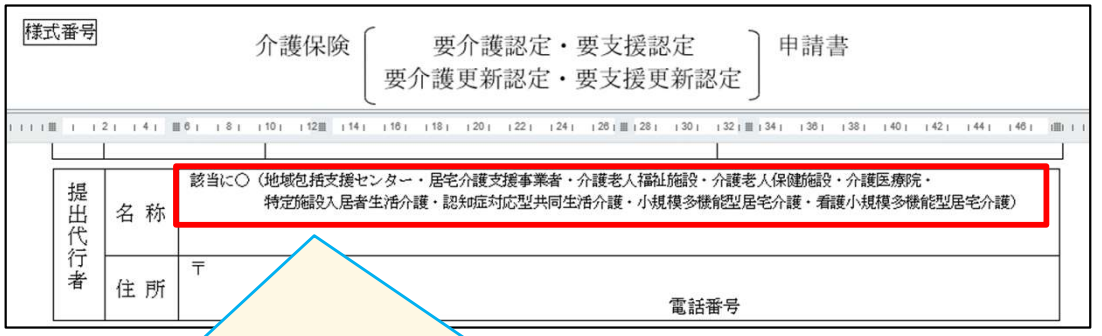
修正内容

様式改正案を踏まえ、認定管理の以下の帳票レイアウトに記載の文言を修正しました。

【修正箇所】
帳票レイアウト_7.認定管理
・帳票ID 0230121　01.介護保険　要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書
・帳票ID 0230122　02.介護保険　要介護認定・要支援認定区分変更申請書

※正式な様式改正の通知内容によっては更なる修正が発生する可能性があります。

＜修正箇所＞帳票レイアウト_7.認定管理　帳票ID 0230121「01.介護保険　要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書」



＜修正前＞
該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）

＜修正後＞
該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）

帳票ID 0230122「02.介護保険　要介護認定・要支援認定区分変更申請書」も同様の変更となります。

2. 検討論点1の対応概要について（6/14）

検討中の内容を含む

○（No.6）介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動C）の見直しに関する事項

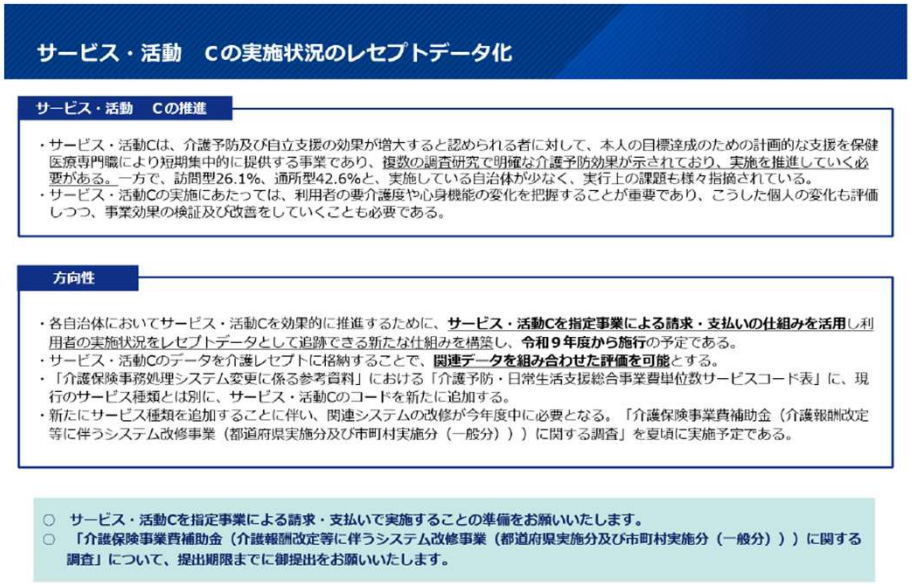
介護予防・日常生活支援総合事業について、各自治体においてサービス・活動 C を効果的に推進するために、指定事業者による請求・支払いの仕組みを活用して、介護レセプトとして実施の状況等を収集する新たな仕組みが構築されることを踏まえ、標準仕様書としては直接影響はないものの、データ要件（コード一覧）にコード値を追加する予定です。

【サービス・活動Ｃの実施状況のレセプトデータ化】

○　サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことが重要である。

○　特に、サービス・活動Ｃは、介護予防及び自立支援の効果が増大すると認められる者に対して、本人の目標達成のための計画的な支援を保健医療専門職により短期集中的に提供する事業であり、利用者の要介護度や心身機能の変化を把握することが重要である。

○　このため、各自治体においてサービス・活動Ｃを効果的に推進するために、指定事業者による請求・支払いの仕組みを活用して、介護レセプトとして実施の状況等を収集する新たな仕組みを構築し、令和９年度から実施する予定である。そのため、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」における「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表」に、現行のサービス種類とは別に、サービス・活動Ｃのコードを新たに追加する予定であるため、各自治体におかれては、サービス・活動Ｃを指定事業による請求・支払いで実施することの準備をお願いする。



【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料6　老人保健課」

＜変更内容＞

023_介護保険_基本データリスト【第8.1版】 コード一覧

コードID：079「法人減免対象_サービス種類コード」

コード一覧

業務名
介護保険

コードID	コード名	コード値	コード値の内容
079	法人減免対象_サービス種類コード	11	訪問介護
		15	通所介護
		21	短期入所生活介護
		24	介護予防短期入所生活介護
		51	介護老人福祉施設サービス
		54	地域密着型介護老人福祉施設
		61	介護予防訪問介護
		65	介護予防通所介護
		71	夜間対応型訪問介護
		72	認知症対応型通所介護
		73	小規模多機能型居宅介護
		74	介護予防認知症対応型通所介護
		75	介護予防小規模多機能型居宅介護
		76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介
		68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）
		69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用
		79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介
		78	地域密着型通所介護
		A1	訪問型サービス（みなし）
		A2	訪問型サービス（独自）
		A3	訪問型サービス（独自／定率）
		A4	訪問型サービス（独自／定額）
		A5	通所型サービス（みなし）
		A6	通所型サービス（独自）
		A7	通所型サービス（独自／定率）
		A8	通所型サービス（独自／定額）

現行の総合事業に関するサービス種類コードと同様に、以下のサービス種類コードを追加いただくようデジタル庁へ申し伝える予定です。

＜追加となるコード＞

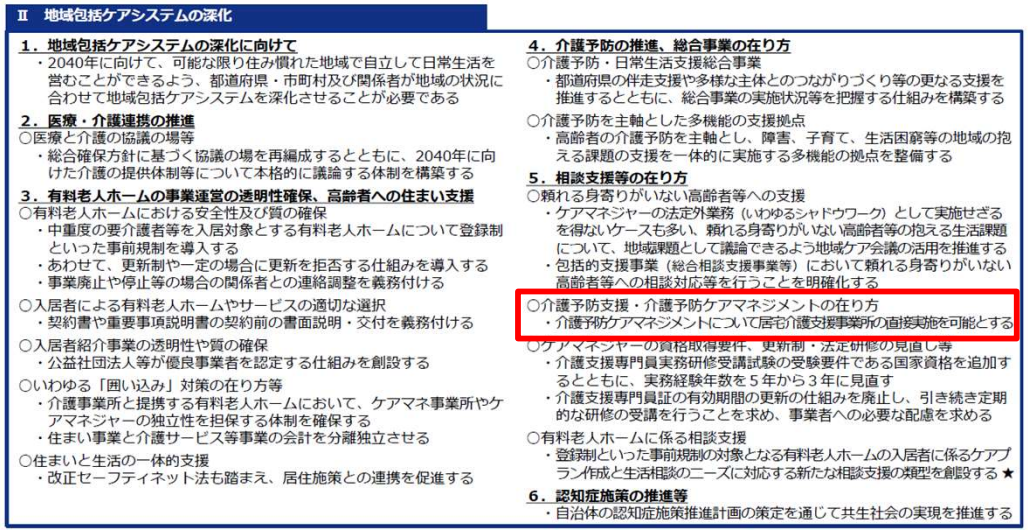
AG：訪問型短期集中予防サービス（定率）
AH：訪問型短期集中予防サービス（定額）
AJ：通所型短期集中予防サービス（定率）
AK：通所型短期集中予防サービス（定額）

2. 検討論点1の対応概要について(7/14)

検討中の内容を含む

○(No.7)第一号介護予防支援事業の実施に関する事項(1/2)

第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)について、市町村から居宅介護支援事業所への直接実施を可能とする予定であるため、令和8年10月6日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(その1)」の内容等を踏まえ、以下のとおり、標準仕様書を見直しました。



Ⅱ　地域包括ケアシステムの深化

1．地域包括ケアシステムの深化に向けて
・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2．医療・介護連携の推進
○医療と介護の協議の場等
・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3．有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援
○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保
・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける
○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける
○入居者紹介事業の透明性や質の確保
・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する
○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等
・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる
○住まいと生活の一体的支援
・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4．介護予防の推進、総合事業の在り方
○介護予防・日常生活支援総合事業
・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する
○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点
・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5．相談支援等の在り方
○頼れる身寄りがいない高齢者等への支援
・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがいない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する
○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方
・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする
○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等
・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を５年から３年に見直す
・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める
○有料老人ホームに係る相談支援
・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する ★

6．認知症施策の推進等
・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

【出典】社会保障審議会介護保険部会(令和7年12月25日付)
「介護保険制度の見直しに関する意見(概要)」

12　第一号介護予防支援事業の実施に関する事項

（1）市町村が老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に一括して委託しなければならないとされている事業から、第一号介護予防支援事業を除く。（第 115 条の 47 第２項関係）

（2）第一号介護予防支援事業について、市町村は、居宅要支援被保険者に係るものに限らず、当該事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該事業の実施を委託することができるものとする。（第 115 条の 47 第５項関係）

【出典】介護保険最新情報Vol.1518「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」

修正内容

事務連絡等の内容を踏まえ、総合事業における管理項目の追加、および帳票レイアウトの項目を見直しました。

【修正箇所】
機能・帳票要件_10.総合事業　機能ID 0231488
帳票レイアウト_10.総合事業
・帳票ID 0230198　03.介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

※正式な様式改正の通知内容によっては更なる修正が発生する可能性があります。

2. 検討論点1の対応概要について(8/14)

検討中の内容を含む

○(No.7)第一号介護予防支援事業の実施に関する事項(2/2)

＜修正箇所＞機能・帳票要件_10.総合事業　機能ID 0231488

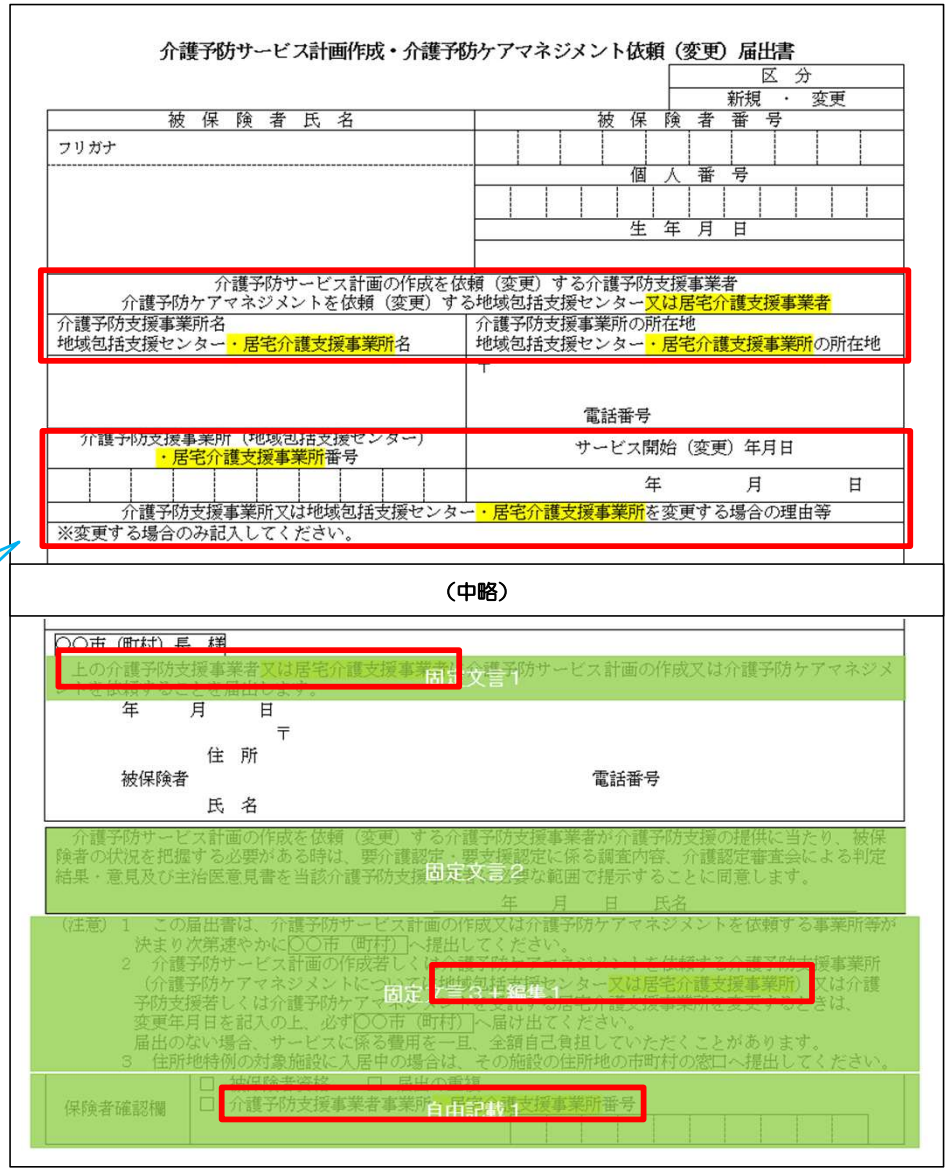
機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（ID）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）
10 総合事業	10.1 総合事業共通管理	10.1.2.		0231126	介護予防・日常生活支援総合事業サービスマスタ情報を基に、保険者で使用（規定）するサービスの価格等について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・異動年月日　・異動区分コード　・異動事由コード　・証記載保険者番号 ・サービス種類コード　・サービス項目コード ・適用開始年月　・適用終了年月 ・サービス名称　・単位数　・算定単位コード　・制限日数回数 ・算定回数制限期間コード　・支給限度額対象区分コード ・給付率　・利用者負担額　・事業対象者実施区分コード ・要支援１受給者実施区分コード　・要支援２受給者実施区分コード ・運動機器機能向上体制コード　・栄養マネジメント（改善）体制コード ・口腔機能向上体制コード　・事業所評価加算コード ・要介護１受給者実施区分コード　・要介護２受給者実施区分コード ・要介護３受給者実施区分コード　・要介護４受給者実施区分コード ・要介護５受給者実施区分コード　・国保連合会委託区分コード ※1 一括登録もできること	○	管理項目の入力内容（必須、任意、不可）は国保連合会インターフェース仕様書「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の各項目の入力内容に準拠する。 【第4.1版】総合事業における継続利用要介護者への対応に伴い、補記	
10 総合事業	10.1 総合事業共通管理		新規追加	0231488	機能ID 0231126の管理項目に加え、以下の管理項目を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・事業所・施設区分	○	管理項目の入力内容（必須、任意、不可）は国保連合会インターフェース仕様書「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の各項目の入力内容に準拠する。	【第7.0版】にて新規追加

令和８年10月６日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その１）」の内容を踏まえ、管理項目「事業所・施設区分」を管理する機能要件を追加しました。

「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の帳票レイアウトの項目について、改正内容を踏まえ、「居宅介護支援事業所（事業者）」等の文言を追記しました。

＜修正箇所＞帳票レイアウト_10.総合事業　帳票ID 0230198
03.介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書



介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

区分　新規 ・ 変更

被保険者氏名　フリガナ　被保険者番号　個人番号　生年月日

介護予防支援事業所名　地域包括支援センター・居宅介護支援事業所名
介護予防支援事業所の所在地　地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の所在地
〒
電話番号

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）・居宅介護支援事業所番号
サービス開始（変更）年月日　年　月　日

介護予防支援事業所又は地域包括支援センター・居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等
※変更する場合のみ記入してください。

（中略）

○○市（町村）長　様

上の介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者は介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届出します。

固定文言1

年　月　日
〒
住所
被保険者　電話番号
氏名

介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者が介護予防支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該介護予防支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

固定文言2

年　月　日　氏名

（注意）１　この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに○○市（町村）へ提出してください。
２　介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（介護予防ケアマネジメントに[illegible]センター又は居宅介護支援事業所）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを記載する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず○○市（町村）へ届け出てください。
届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
３　住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

固定文言3＋編集

保険者確認欄　□ 被保険者資格　□ 届出の有無　□ 介護予防支援事業者事業所・居宅介護支援事業所番号

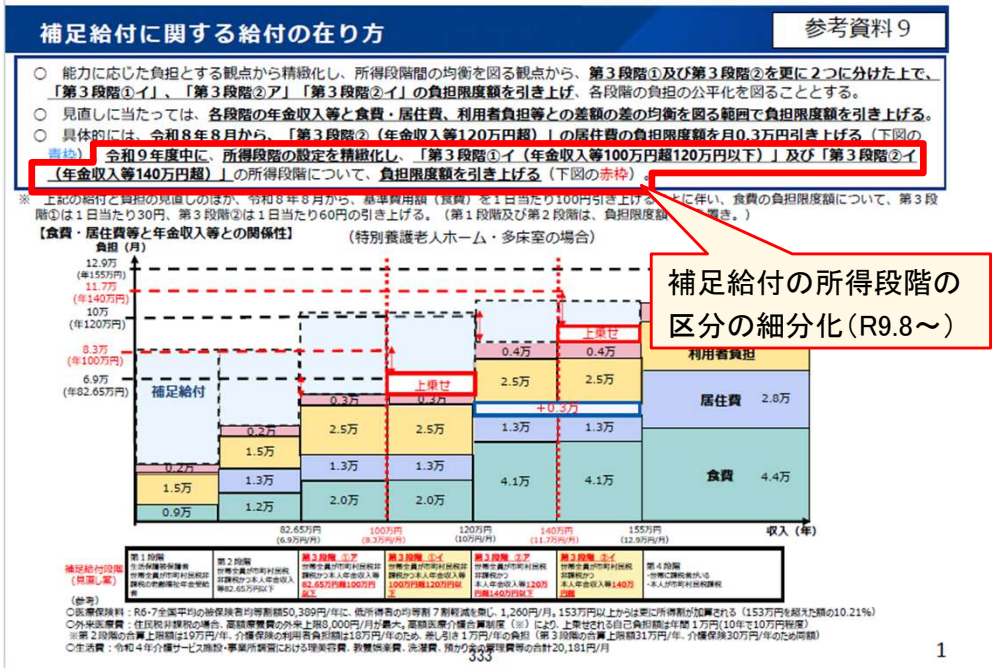
自由記載1

2. 検討論点1の対応概要について（9/14）

検討中の内容を含む

○（No.9）補足給付に関する給付の在り方

下図のとおり、令和9年度中に、所得段階の設定を精緻化し、「第3段階①イ（年金収入等100万円超120万円以下）」及び「第3段階②イ（年金収入等140万円超）」の所得段階について、負担限度額を引き上げるとされることを踏まえ、標準仕様書としては直接影響はないものの、データ要件（コード一覧）を修正する予定です。



【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料3－2　介護保険計画課（2）」

＜変更内容＞
023_介護保険_基本データリスト【第8.1版】 コード一覧
コードID：011「利用者負担段階コード」

コード一覧		業務名	
		介護保険	
コードID	コード名	コード値	コード値の内容
011	利用者負担段階コード	01	第１段階
		02	第２段階
		03	第３段階
		04	第４段階
		05	第３段階①
		06	第３段階②

現時点での見直しが必要と想定する内容は以下のとおりで、コード値の内容の変更と、コード値の追加をデジタル庁へ申し伝える予定です。

＜修正前＞
05：第３段階①
06：第３段階②

＜修正後＞
05：第３段階①ア　…名称変更
06：第３段階②ア　…名称変更
07：第３段階①イ　…追加
08：第３段階②イ　…追加

2. 検討論点1の対応概要について（10/14）

検討中の内容を含む

○（No.10）第10期の保険料段階の設定

下図のとおり、「保険者の段階設定や第1号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行うことが適当である。」とする方向性を踏まえ、具体的な第10期の第1号保険料段階の設定について、介護保険部会等で議論を行っており、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

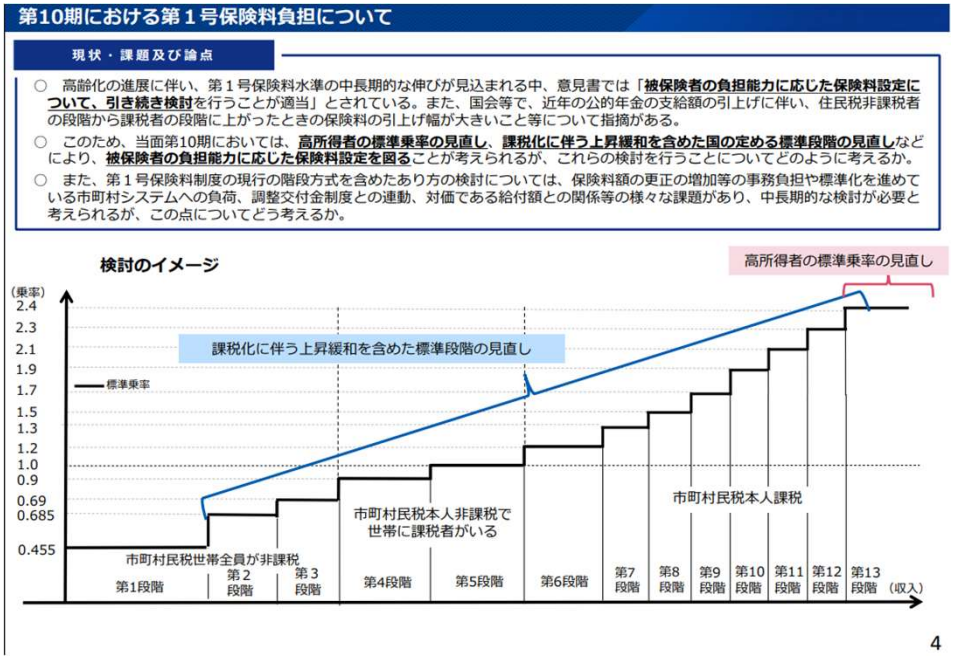
イ　1号保険料について

介護保険の1号保険料については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、制度創設時より所得段階別保険料としており、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしてきた。

昨年の介護保険部会意見書では、「保険者の段階設定や第1号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行うことが適当である。」とされた。

今後、上記の方向性を踏まえ、具体的な第10期の保険料段階の設定について、介護保険部会等での議論を行う。

【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料3－1　介護保険計画課（1）」



【出典】第136回社会保障審議会介護保険部会資料「資料1　第1号保険料の在り方について」

令和9年1月での標準仕様書改定想定

［凡例］○：影響の可能性あり、－：影響なしの見込み

業務フロー	－
機能・帳票要件	○
帳票詳細要件	－
帳票レイアウト	－
データ要件	○
連携要件	－

＜影響概要＞
第10期の保険料段階の設定に関して、「課税化に伴う上昇緩和を含めた標準段階の見直し」が検討することとされている。
過去の制度改正等と同等の保険料段階の設定であれば、標準仕様書として影響が考えられるのはデータ要件のコード定義のみであり、実装済機能の設定追加・変更等で対応できるものと想定しているが、第2段階から第5段階も見直し範囲に含まれた図示であるため、機能・帳票要件への影響も想定し、○（影響の可能性あり）としている。

＜備考＞
今後の議論・検討により、機能・帳票要件への管理項目の追加等、影響が大きくなる可能性がある。

令和９年１月末の改定対象の有無について、担当課へ確認中となります。
改定対象がある場合は、可能な限り速やかに共有します。

2. 検討論点1の対応概要について（11/14）

検討中の内容を含む

○（No.11）利用者負担割合における一定以上所得の判断基準

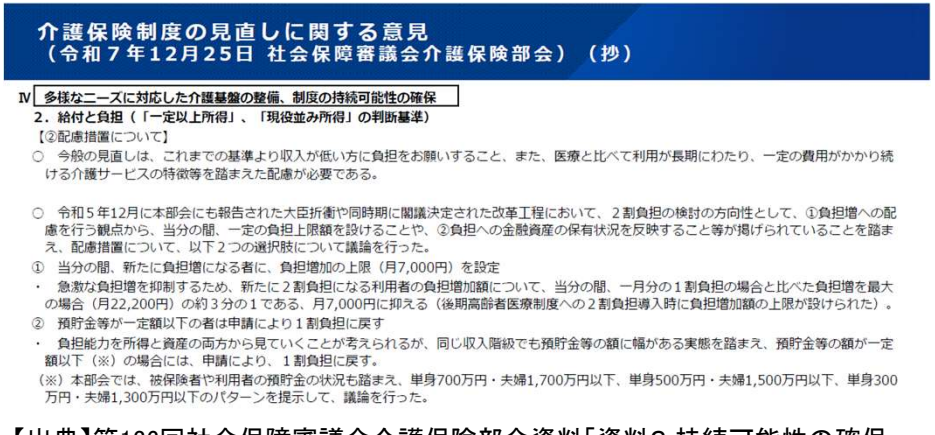
下図のとおり、「一定以上所得（2割負担）の判断基準について、「能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある」とする方向性を踏まえ、具体的な利用者負担割合における「一定以上所得」の判断基準について、第10 期の介護保険事業計画の開始までの間に検討を行うことが予定とされていることから、変更内容に応じて標準仕様書への反映を行う予定です。

ア　利用者負担について

介護保険の利用者負担割合については、平成 27 年８月より「一定以上所得」を有する方（第１号被保険者の上位 20%相当）の負担割合を２割とし、平成 30 年８月より「現役並みの所得」を有する方の負担割合を３割としてきた。

昨年、介護保険部会において議論を行った結果、同部会の意見書では、一定以上所得（２割負担）の判断基準について、「能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和８年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第 10 期介護保険事業計画期間の開始（令和９年度～）の前までに、結論を得ることが適当である。」とされている。このため、引き続き第 10 期の介護保険事業計画の開始までの間に検討を行うことが予定されている。

【出典】令和8年度 全国介護保険担当課長会議資料「資料3－1　介護保険計画課（1）」



介護保険制度の見直しに関する意見
（令和７年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）（抄）

Ⅳ　多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

2．給付と負担（「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準）

【②配慮措置について】

○　今般の見直しは、これまでの基準より収入が低い方に負担をお願いすること、また、医療と比べて利用が長期にわたり、一定の費用がかかり続ける介護サービスの特徴等を踏まえた配慮が必要である。

○　令和５年12月に本部会にも報告された大臣折衝や同時期に閣議決定された改革工程において、２割負担の検討の方向性として、①負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けることや、②負担への金融資産の保有状況を反映すること等が掲げられていることを踏まえ、配慮措置について、以下２つの選択肢について議論を行った。

①　当分の間、新たに負担増になる者に、負担増加の上限（月7,000円）を設定

・　急激な負担増を抑制するため、新たに２割負担になる利用者の負担増加額について、当分の間、一月分の１割負担の場合と比べた負担増を最大の場合（月22,200円）の約３分の１である、月7,000円に抑える（後期高齢者医療制度への２割負担導入時に負担増加額の上限が設けられた）。

②　預貯金等が一定額以下の者は申請により１割負担に戻す

・　負担能力を所得と資産の両方から見ていくことが考えられるが、同じ収入階級でも預貯金等の額に幅がある実態を踏まえ、預貯金等の額が一定額以下（※）の場合には、申請により、１割負担に戻す。

（※）本部会では、被保険者や利用者の預貯金の状況も踏まえ、単身700万円・夫婦1,700万円以下、単身500万円・夫婦1,500万円以下、単身300万円・夫婦1,300万円以下のパターンを提示して、議論を行った。

【出典】第136回社会保障審議会介護保険部会資料「資料2_持続可能性の確保（給付と負担）について」より抜粋

令和9年1月での標準仕様書改定想定

［凡例］○：影響の可能性あり、－：影響なしの見込み

業務フロー	－
機能・帳票要件	○
帳票詳細要件	－
帳票レイアウト	－
データ要件	○
連携要件	－

＜影響概要＞
「一定以上所得」の判断基準の見直しにより、標準仕様書の影響はデータ要件のコード定義のみであったり、実装済機能の設定追加・変更等で対応でき、標準仕様書の改定は必要としない可能性も想定される。

＜備考＞
今後の議論・検討により、「一定以上所得」の判断基準の見直しに加え、被保険者の負担への配慮措置にも言及されていることから、実施される場合は影響が大きくなる可能性も想定される。

令和９年１月末の改定対象の有無について、担当課へ確認中となります。
改定対象がある場合は、可能な限り速やかに共有します。

2. 検討論点1の対応概要について（12/14）

検討中の内容を含む

○（No.12）認定ソフトのインタフェース仕様書改版への対応

令和8年10月28日に発出された事務連絡「「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」（案）のリリース予定について」の内容を踏まえ、以下のとおり標準仕様書を見直しました。

事 務 連 絡
令和８年１０月２８日

各（都道府県／市町村／広域連合／一部事務組合）要介護認定担当課 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」（案）の
リリース予定について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
令和９年４月目途の、「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書」の策定に伴い「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書（以下「NCIインターフェース仕様書」という。）」等の更新及び制度改正に対応する予定です。このため、変更内容を記載したNCIインターフェース仕様書（案）を令和８年10月にリリースする予定ですので、下記のとおりご連絡いたします。つきましては、本件についてご了知の上、管内市町村に周知いただくようお願いするとともに、ご協力をお願いいたします。

記

1　NCIインターフェース仕様書（案）の改正内容について
以下に示す各種システムとのインターフェースの増強等に対応するため、NCIインターフェース仕様書（案）を配布します。

◆改正内容
(1)介護事務システム等とのデータ連携項目の追加
「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書」に合わせて事務システム等とのインターフェース項目を追加します。詳細はNCIインターフェース仕様書（案）を参照ください。
また、独自の認定事務システムを導入している市町村等におかれましてはNCIインターフェース仕様書（案）の仕様に一致したシステムの変更も併せて行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【出典】令和8年10月28日事務連絡「「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」（案）のリリース予定について」より一部抜粋

修正内容

事務連絡等の内容を踏まえ、追加となる以下のインタフェース仕様の連携機能を認定管理の機能・帳票要件に追加しました。

【追加となるインタフェース仕様】
審査員情報(事務処理システム等から) NCI151
審査員情報(事務処理システム等へ) NCI152
審査会情報（認定審査会資料作成時事務処理システム等から） NCI301
審査会情報（認定審査会資料作成時事務処理システム等へ） NCI302

【修正箇所】
機能・帳票要件_7.認定管理　機能ID 0231479～0231482

※正式な様式改正の通知内容によっては更なる修正が発生する可能性があります。
※追加のインタフェース仕様以外にも既存インタフェース仕様への項目追加が多数行われていますが、項目追加に関しては標準仕様書への影響はありません。

＜修正箇所＞機能・帳票要件_7.認定管理　機能ID 0231479～0231482

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 介護保険システム	実装区分 認定審査会システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）
7 認定管理	7.4 一次判定／二次判定（審査会）		新規追加	0231479	認定ソフト又は介護保険システム、認定審査会システムに、審査員情報を提供する。 ※1 認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○	○	認定ソフトのインタフェース仕様書における以下の情報を対象とする。 ・審査員情報(事務処理システム等から) NCI151	【第7.0版】にて新規追加
7 認定管理	7.4 一次判定／二次判定（審査会）		新規追加	0231480	認定ソフト又は介護保険システム、認定審査会システムに、審査員情報を照会する。 ※1 認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 データの取込処理は随時での運用も可能なこと	○	○	認定ソフトのインタフェース仕様書における以下の情報を対象とする。 ・審査員情報(事務処理システム等へ) NCI152	【第7.0版】にて新規追加
7 認定管理	7.4 一次判定／二次判定（審査会）		新規追加	0231481	認定ソフト又は介護保険システム、認定審査会システムに、審査会情報を提供する。 ※1 認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○	○	認定ソフトのインタフェース仕様書における以下の情報を対象とする。 ・審査会情報(認定審査会資料作成時事務処理システム等から) NCI301	【第7.0版】にて新規追加
7 認定管理	7.4 一次判定／二次判定（審査会）		新規追加	0231482	認定ソフト又は介護保険システム、認定審査会システムに、審査会情報を照会する。 ※1 認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 データの取込処理は随時での運用も可能なこと	○	○	認定ソフトのインタフェース仕様書における以下の情報を対象とする。 ・審査会情報(認定審査会資料作成時事務処理システム等へ) NCI302	【第7.0版】にて新規追加

2. 検討論点1の対応概要について（13/14）

検討中の内容を含む

○（No.13）福祉用具販売、住宅改修に関する運用見直しへの対応（1/2）

令和8年10月21日に発出されました介護保険最新情報Vol.1547の事務連絡「特定福祉用具販売・住宅改修の給付分析に向けた介護保険システム標準仕様書の改定に関する検討について（ご連絡）」の内容を踏まえ、以下のとおり標準仕様書を見直しました。

1．特定福祉用具販売・住宅改修の給付分析に向けた介護保険システム標準仕様書改定等の検討の方向性

（1）現状の課題

特定福祉用具販売購入費及び住宅改修費については、現行、償還払い等により支給されていることから、国保連に支払事務の委託をしている保険者分を除き、支給実績の情報が介護保険総合データベースに蓄積されていないことから制度全体の支給状況の把握や給付分析が困難な状況があります。

（2）課題を踏まえた介護保険システム標準仕様書の改定と関連システム改修の検討の方向性

（1）の課題を踏まえ、福祉用具購入費・住宅改修の各支給申請様式の項目修正を図りつつ、①国保連に支払事務委託をしていない場合であっても、特定福祉用具販売・住宅改修の支給実績を国保連に連携し、介護総合データベースへの蓄積を図る、②そのため保険者保有の給付実績を国保連に提供することを任意から必須機能とするなどの介護保険システム標準仕様書の改定と関連システム改修（償還明細書の IF 変更や国保連審査支払等システムなどの関連システム改修などを想定）に向けた検討を進めることを想定しております（国保連への支払事務委託自体の必須化や従来の支給決定の流れの変更を想定するものではありません。なお、具体的な内容詳細等は、介護保険システム等標準化検討会資料及び標準仕様書改定手続きの中などでもお示しさせていただく予定です）。

・令和 10 年 4 月　介護保険システム標準仕様書改定を受けた運用開始

※令和 10 年 4 月の運用開始について、現時点では、令和 10 年 4 月以降の申請分からの運用開始を想定しています。おって、関連システムの整備状況とあわせて再度ご連絡させていただく予定です。

【出典】令和8年10月21日事務連絡「特定福祉用具販売・住宅改修の給付分析に向けた介護保険システム標準仕様書の改定に関する検討について（ご連絡）」より抜粋

修正内容

事務連絡等の内容を踏まえ、給付管理の機能・帳票要件の追加および変更と、帳票レイアウトへの項目追加等の見直しを行いました。

1．福祉用具購入費・住宅改修の各支給申請様式の項目修正

【修正箇所】

機能・帳票要件_8.給付管理　機能ID 0231484、0231485、0231486、0231487（新規追加4件）
0230884、0230889（補記2件）

帳票レイアウト_8.給付管理

帳票ID 0230147「04.介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書」
帳票ID 0230148「05.介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書（受領委任払用）」
帳票ID 0230150「07.介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給事前申請書」
帳票ID 0230151「08.介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給事前申請書（受領委任払用）」
帳票ID 0230154「11.介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」
帳票ID 0230155「12.介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）」
帳票ID 0230156「13.介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」
帳票ID 0230157「14.介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）」

2．保険者保有の給付実績（特定福祉用具販売・住宅改修）を国保連に提供することを任意から必須機能とする対応

【修正箇所】

機能・帳票要件_8.給付管理　機能0231046（実装区分の見直し、適合基準日の追記）

※正式な様式改正の通知内容によっては更なる修正が発生する可能性があります。

修正箇所の内容は、次頁、または機能・帳票要件と帳票レイアウトの改定案を参照ください。

2. 検討論点1の対応概要について（14/14）

検討中の内容を含む

○（No.13）福祉用具販売、住宅改修に関する運用見直しへの対応（2/2）

1. 福祉用具購入費・住宅改修の各支給申請様式の項目修正

＜修正箇所＞帳票レイアウト_8.給付管理　帳票ID 0230150

様式番号

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日		認定有効期間	
住所			

福祉用具名（種目名及び商品名）	福祉用具販売事業者指定番号	製造事業者名及び販売事業者名	個数	購入金額	購入日
（TAIS・届出コード）				円	年月日

「TAISコード」を「TAIS・届出コード」へ変更

「個数」を追加

＜修正箇所＞機能・帳票要件_8.給付管理　帳票ID 0231487、0230889

機能・帳票要件　※小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8 給付管理	8.4 償還（福祉用具購入費）		新規追加	0231487	機能ID 0230888の管理項目に加え、以下の管理項目を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・福祉用具情報（個数）	◎		【第7.0版】にて新規追加	令和10年4月1日
8 給付管理	8.4 償還（福祉用具購入費）	8.4.4.	補記	0230889	＜目的・要件運用＞ 福祉用具購入費の償還払い申請内容について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・支払予定開始日　・支払予定終了日　・事前承認番号 ・申請受付場所コード　・処理状態区分コード ・審査方法区分コード　・償還通知書作成年月 ・販売事業者電話番号　・品目コード8桁　・交換情報識別番号コード ※1 登録時に、給付制限の対象者であるかのチェックを行う ※2 その他の管理項目は、国保連合会とのインターフェース【福祉用具販売費償還払明細書情報】に準拠 TAIS・届出コードを管理	○			

「TAISコード」を「TAIS・届出コード」へ変更

管理項目に「個数」を追加、実装必須機能の適合基準日は「令和10年４月１日」を設定

＜修正箇所＞帳票レイアウト_8.給付管理　帳票ID 0230154

様式番号

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名			
生年月日		要介護度等	

「改修の内容・箇所及び規模」の構成を変更（項目追加等）
また、全体的に幅等を調整

	改修の内容	改修場所	個数	材料費（税込）①
改修の内容・箇所及び規模	1．手すりの取付け			円
	2．段差の解消			円
	3．滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更			円
	4．引き戸等への扉の取替え			円
	5．洋式便器等への便器の取替え			円
	6．付帯工事			円
	施工費（税込）②	円	諸経費（税込）③	円
	改修費合計（税込）（①+②+③）	円		
業者名		着工日	年月日	
業者連絡先		完成日	年月日	
改修予定費用から				

＜修正箇所＞機能・帳票要件_8.給付管理　帳票ID 0231485

機能・帳票要件　※小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8 給付管理	8.3 償還（住宅改修費）		新規追加	0231485	機能ID 0230878の管理項目「改修情報」について、適合基準日以降は以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・改修情報（改修の内容ごと※1（改修場所、個数、材料費）、施工費、諸経費、改修費合計、住宅改修業者名、住宅改修業者電話番号、着工日、完成日） ※1「改修の内容ごと」とは、「手すりの取付」、「段差の解消」、「床材の変更」、「引き戸への扉取替」、「洋式便器への取替」、「その他」のことであり、改修の内容ごとに3項目を管理すること	◎	管理項目「改修情報」について、適合基準日より前の申請の場合は機能ID 0230878の管理項目にて管理し、適合基準日以降の申請の場合は機能ID 0231485の管理項目にて管理できることとする。	【第7.0版】にて新規追加	令和10年4月1日

「改修の内容・箇所及び規模」の構成変更に伴う管理項目の機能要件また、従来の管理項目に関する補足も追記

前頁の修正内容に示した帳票レイアウトおよび機能・帳票要件についても同様の変更となりますので、詳細は改定案を参照ください。

2. 保険者保有の給付実績（特定福祉用具販売・住宅改修）を国保連に提供することを任意から必須機能とする対応

＜修正箇所＞機能・帳票要件_8.給付管理　帳票ID 0231046

機能・帳票要件　※小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8 給付管理	8.10 給付実績	8.10.20.	修正	0231046	国保連合会に、【保険者保有給付実績情報】を提供する。 なお、保険者にて作成、および訂正、取消を行った償還払い（住宅改修費・福祉用具購入費・その他償還）の給付実績情報を対象とする。	○ ◎			令和10年4月1日

実装区分を変更し、事務連絡の内容を踏まえ、適合基準日は「令和10年４月１日」を設定

3. 検討論点2の対応概要について（1/3）

再掲：第２回検討会（令和８年９月25日）資料

○ 検討論点2「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討」は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和9年度末までに所要の検討を行うとされていることを踏まえて、一部機能の経過措置となった対象機能等について検討します。

地方公共団体情報システム標準化基本方針における一部機能の経過措置の概要

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年（2024年）12月24日閣議決定）（抄）

2.2.（5）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

○ また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

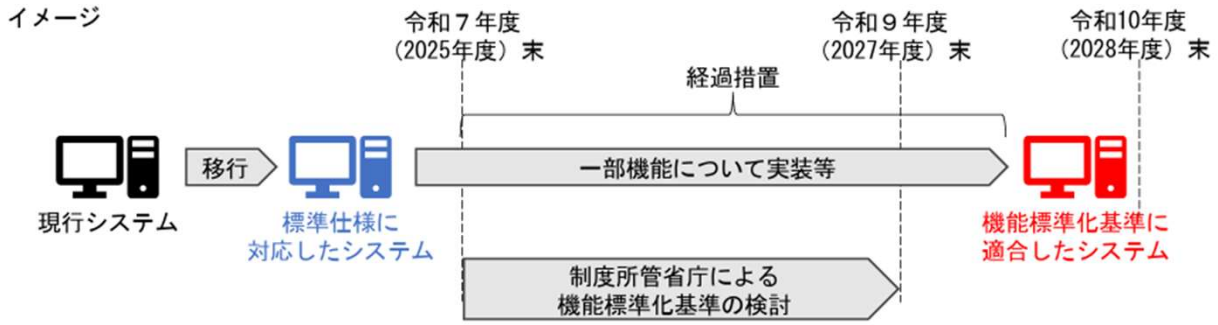
① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第６条第１項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和９年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

（略）

具体的な検討方針（案）については、次頁以降のとおりです。



【出典】 デジタル庁ホームページ 「標準準拠システム移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）について」

3. 検討論点2の対応概要について(2/3)

○ 介護保険に関する一部機能経過措置の対象機能等は、**未実装機能155件、未実装帳票6件、残存機能24件、残存帳票27件**となっています。未実装機能及び未実装帳票は、実装必須とされている機能及び帳票のうち、実装するまで最長3年間(令和10年度末まで)の経過措置が認められたものであり、残存機能及び残存帳票は、ホワイトリスト方式により実装が認められないものを含む実装不可機能のうち、削除するまで最長3年間(令和10年度末まで)の経過措置が認められたものです。これらの対象機能等について、標準化基準上の取扱いに係る検討に資するよう、事務局において以下のとおり分類化し、対応方針(案)を整理しました。

※ 具体的な対象機能や整理内容等は「資料4_一部機能経過措置の対象機能等一覧」のとおりです。

○ 対応方針の整理結果として、標準仕様書の見直し等が必要となる一部機能経過措置の対象機能等はありません。

＜未実装機能・未実装帳票について＞

分類		対応方針(案)
分類1	事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの	原則、最長3年間の経過措置で実装又は削除することとする
分類2	要件上の疑義によるもの	原則、要件上の疑義を明確化する(必要に応じて機能等の見直しや補記を行う)
分類3	その他	個別具体に対応方針(案)を示す

対象機能等		分類		対応方針(案)の概要
未実装機能	155件	分類1	132件	最長3年間の経過措置で実装する。
		分類2	2件	標準仕様書【第5.1版】にて補記済のため、新たな対応は不要と整理(2件)。
		分類3	21件	当機能は標準オプション機能(19件)。最長3年間の経過措置で実装(2件)。
未実装帳票	6件	分類1	6件	最長3年間の経過措置で実装する。
		分類2	0件	該当なし。
		分類3	0件	該当なし。

3. 検討論点2の対応概要について(3/3)

＜残存機能、残存帳票について＞

分類		対応方針(案)
分類1	事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの	原則、最長3年間の経過措置で実装又は削除することとする
分類2	要件上の疑義によるもの	原則、要件上の疑義を明確化する(必要に応じて機能等の見直しや補記を行う)
分類3	事務運用の変更が間に合わなかったもの	個別具体に対応方針(案)を示す なお、理由の内容によっては3年の経過措置で削除することとする
分類4	自治体からの機能継続要望があり機能削除できなかったもの	
分類5	その他	個別具体に対応方針(案)を示す

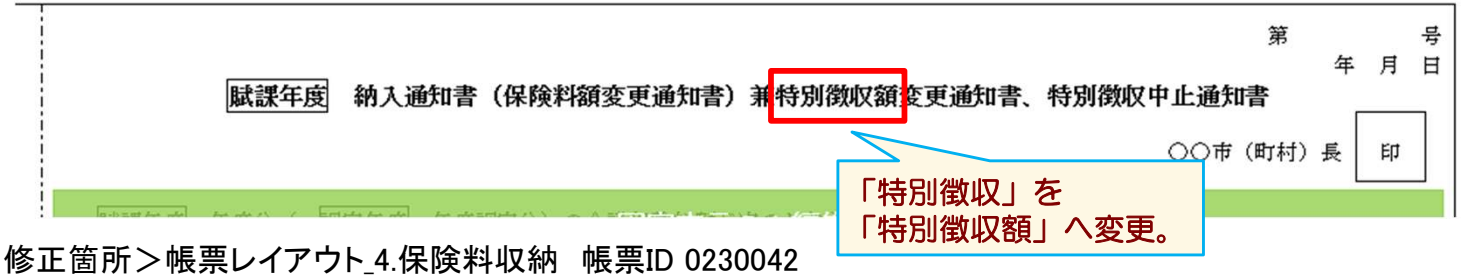
対象機能等		分類		対応方針(案)の概要
残存機能	24件	分類1	9件	最長3年間の経過措置で削除する。(市区町村の独自事業に関する機能のため)
		分類2	0件	該当なし。
		分類3	7件	最長3年間の経過措置で削除する。(市区町村の独自事業に関する機能のため)
		分類4	8件	最長3年間の経過措置で削除する。(市区町村の独自事業または標準化範囲外の事務に関する機能のため)
		分類5	0件	該当なし。
残存帳票	27件	分類1	7件	最長3年間の経過措置で削除する。(市区町村の独自事業に関する帳票のため)
		分類2	0件	該当なし。
		分類3	6件	最長3年間の経過措置で削除する。(市区町村の独自事業に関する帳票または内部帳票のため)
		分類4	14件	最長3年間の経過措置で削除する。(市区町村の独自事業または標準化範囲外の事務に関する帳票、および内部帳票のため)
		分類5	0件	該当なし。

4. 機能標準化基準の策定作業に伴う訂正

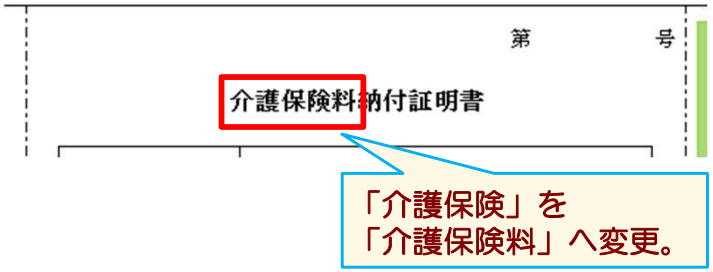
○ 令和8年8月7日に公布・施行されました介護保険システムにおける機能標準化基準の策定作業において、一部表記が統一されていないことが確認されましたので、以下のとおり、標準仕様書を見直します。

No	ご意見の内容	修正内容
1	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき定める厚生労働省関係システムに関する標準化基準を踏まえた機能基準化基準の策定作業にて、以下の帳票タイトルが不統一となっていることを検知したため、表記を統一するように訂正する必要がある。 ● 賦課-04_納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式） ● 収納-07_介護保険料納付証明書（ハガキ様式）	ご指摘の内容を踏まえ、2つの帳票について、機能要件に記載している帳票名および帳票レイアウトのファイル名に合わせて、帳票レイアウト内に設定している帳票タイトルを見直しました。 【対象帳票】 ・賦課-04_納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式） ・収納-07_介護保険料納付証明書（ハガキ様式）

＜修正箇所＞帳票レイアウト_3.保険料賦課　帳票ID 0230025
04.納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）



＜修正箇所＞帳票レイアウト_4.保険料収納　帳票ID 0230042
07.介護保険料納付証明書（ハガキ様式）



5. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた修正・訂正（1/5）

○ 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた標準仕様書の見直しは次のとおりです。

No	ご意見の内容	修正内容
1	介護保険の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請の手続の簡素化に伴う対応（高額合算の自動償還への対応）として、令和8年6月12日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（高額医療・高額介護合算制度）」が発出されたことを受け、高額医療合算介護（予防）サービス費支給額計算結果連絡票の見直しを行う。	令和8年6月12日に発出された事務連絡の内容から、帳票「高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票」および「高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票（総合事業）」に、項目「継続支給区分」が追加されたことを踏まえ、以下の変更箇所のとおり標準仕様書を見直しました。 【修正箇所】 帳票詳細要件・帳票レイアウト 帳票ID 0230189　8.給付管理 － 46.高額医療合算介護(予防)サービス費支給額計算結果連絡票 帳票ID 0230215　10.総合事業 － 20.高額医療合算介護(予防)サービス費支給額計算結果連絡票（総合事業） なお、公開された高額医療・高額介護合算制度関係資料（令和8年10月版）の変更内容で、標準仕様書の改定が必要なものは第5.0版にて反映済であり、高額医療・高額介護合算制度関係資料（令和9年10月版）の変更内容で上記以外のものは標準仕様書の改定は必要としないものと整理しています。

＜修正箇所＞帳票詳細要件_8.給付管理　帳票ID 0230189　46.高額医療合算介護(予防)サービス費支給額計算結果連絡票

帳票詳細要件　介護保険システム

業務	08.給付管理	帳票ID	0230189
帳票名称	46.高額医療合算介護(予防)サービス費支給額計算結果連絡票		

通番	システム印字項目		実装項目 必須	オプション	不可
34	連絡票整理番号		●		
35	継続支給区分		●		
36	計算結果の内訳	保険者名	●		
37	※対象件数分を印字	自己負担額証明書整理番号	●		
38	する	対象者氏名	●		
39		①　７０歳以上負担額	●		

「継続支給区分」を追加しました。

高額医療合算介護(予防)サービス費支給額計算結果連絡票

（送付先所在地）

御中

左のとおり連絡します。

年　月　日

（送付元所在地）

●●市（町村）長　印

【問合せ先】

●●市介護保険課
住　所　123-4567　●●市●●１－２－３
電話番号　987-6543-2111　FAX番号　123-456-7890
メール　xxxxxxxxxx@yyy.zzz.aaa

保険者番号　対象年度

～

合算額

（７０歳以上：　）

（うち７０歳以上分：　）

（うち７０歳以上分：　）

連絡票整理番号（　）継続支給区分：

「継続支給区分」を追加しました。

帳票ID 0230215も同様の見直しとしているため、詳細は帳票詳細要件、帳票レイアウトを参考ください。

5. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた修正・訂正（2/5）

No	ご意見の内容	修正内容
2	認定ソフトのインタフェース仕様書に準拠した連携機能における機能要件の表記見直し（連携要件等との整合対応） 機能要件について、「介護保険システムが、認定ソフト又は認定審査会システムに、〇〇を照会/提供する」ことを規定する機能要件と認識しております。 上記機能要件について、対となる機能要件の規定がありません。認定ソフトは外部システムのため、認定ソフトを主語とする機能要件を規定できませんが、認定審査会システムを主語とする機能要件の規定は必要ではないかと思料します。 （例）機能ID 0230676「認定ソフト又は認定審査会システムに、認定申請情報を提供する。」の対となる連携機能は、「介護保険システムに、認定申請情報を照会する。（実装区分が認定審査会に〇）」となる理解です。 他方、機能ID 0230040（0230041）のように「認定審査会システムに、〇〇を照会/提供する」ことを規定する機能については、対となる機能要件が規定されていることを確認済です。 現状、機能別連携仕様では、機能要件に基づく連携機能は規定しているものの、対となる連携機能は規定していないことから、対となる機能要件、および連携機能の規定要否について、ご教示いただくようお願いいたします。	ご意見について、現在の機能要件の表記ではご指摘のとおり、認定審査会システムを主語とする機能要件が含まれていないと解釈される可能性がありますので、連携先となる対象システムに「介護保険システム」を追加するように見直しました。 【修正内容】 修正前「認定ソフト又は認定審査会システムに、・・・」 修正後「認定ソフト又は介護保険システム、認定審査会システムに、・・・」 【修正箇所】 機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0230676、0230677、0230692、0230693 0230708、0230709、0230710 0230727、0230728、0230782、0230783

＜修正箇所＞機能・帳票要件_7.認定管理

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、〇標準オプション機能、×：実装不可機

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 介護保険システム	実装区分 認定審査会システム	要件の考え方・理由
7 認定管理	7.1 要介護／要支援認定申請	7.1.11.	訂正	0230676	認定ソフト又は介護保険システム、認定審査会システムに、認定申請情報を提供する。 ※1 認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 転入申請・資格喪失（死亡）を含む職権、及び却下・取り下げにおける認定申請情報も引き渡すことができること ※3 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	〇	〇	認定ソフトのインタフェース仕様書における以下の情報を対象とする。 ・認定申請情報（事務処理システム等から） NCI201

他の10個の機能要件も同様の見直しとしているため、詳細は機能・帳票要件を参考ください。

5. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた修正・訂正（3/5）

No	ご意見の内容	修正内容
3	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書等におけるシステム印字項目の取り扱いの見直し 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書に審査請求の教示文があるが、そもそも審査請求の対象ではないのではないかとの疑義照会があった。現時点で、自治体によって教示文を入れるかどうかは任意の設定となっているが、今回の疑義照会を受け再度検討し、本制度は予算事業であり審査請求の対象ではないことから、帳票レイアウトから教示文の記載を削除することとした。 それにともない、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の他の3事業についても同様の見直しを行う。	ご意見の内容を踏まえ、以下4つの通知書における帳票システム印字項目の名称を「不服の申立て及び取消訴訟」から「固定文言」へ変更しました。 【対象帳票】 帳票詳細要件・帳票レイアウト ・受給-12_社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度） ・受給-13_訪問介護利用者負担額減額認定決定通知書（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置） ・受給-30_離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減決定通知書 ・受給-33_中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減決定通知書

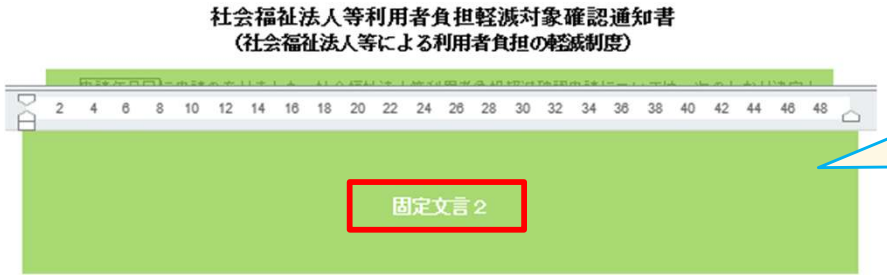
＜修正箇所＞帳票詳細要件_6.受給者管理　帳票ID 0230080
12.社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）

帳票詳細要件　介護保険システム

業務	06.受給者管理	帳票ID	0230080
帳票名称	12.社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）		

通番	システム印字項目		実装項目 必須	実装項目 オプション	実装項目 不可	印字編集条件など
21		担当部署FAX番号	●			マスタ管理している問合せ先情報を設定 印字しない場合は先頭の「FAX番号」を印字しないこと
22		担当部署メール	●			マスタ管理している問合せ先情報を設定 印字しない場合は先頭の「メール」を印字しないこと
23	自由記載１		●			利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする
24	~~不服の申立て及び取消訴訟~~ 固定文言２		●			文言マスタで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること

＜修正箇所＞帳票レイアウト_6.受給者管理　帳票ID 0230080
12.社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）



「不服の申立て及び取消訴訟」の編集方法等は、固定文言と同じ「印字編集条件など」としていたため、項目名の変更として見直している。

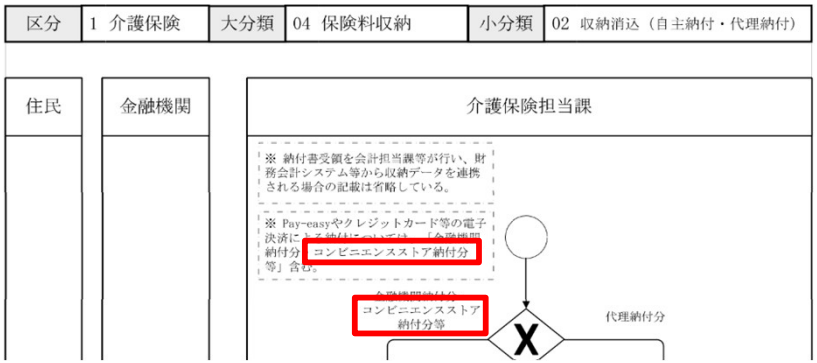
他の3帳票も同様の見直しとしているため、詳細は帳票詳細要件・帳票レイアウトを参考ください。

5. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた修正・訂正（4/5）

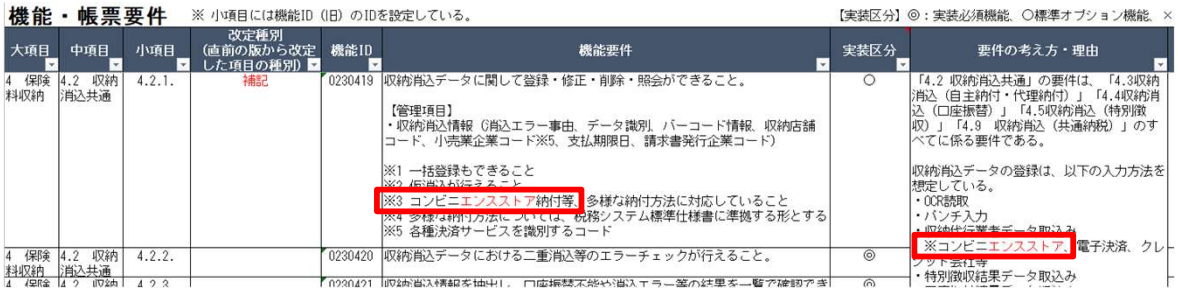
第２回検討会（9/25）から新規追加

No	ご意見の内容	修正内容
4	2026年9月30日に策定された「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」等の改定にて、業務横断的に統一が必要な表記の修正対応が行われたことを受け、介護保険システム標準仕様書にて「コンビニ」を使用している箇所を「コンビニエンスストア」へ見直す。	内容を踏まえ、項目名等で「コンビニ」を用いる箇所を除き、業務横断的に統一が必要な表記の修正対応に合わせて、以下の変更箇所について、「コンビニ」を「コンビニエンスストア」に見直しました。 【修正箇所】 ＜業務フロー＞ 04.保険料収納 － 02.保険料収納（収納消込（自主納付・代理納付）） ＜機能・帳票要件＞ 4.保険料収納 機能ID 0230419の「機能要件」および「要件の考え方・理由」 ＜帳票詳細要件＞ 4.保険料収納 帳票ID 0230218「09.督促状兼納付書（ハガキ様式）」通番23の「印字編集条件など」

＜修正箇所＞業務フロー_04.保険料収納
02.保険料収納（収納消込（自主納付・代理納付））



＜修正箇所＞機能・帳票要件_4.保険料収納
機能ID 0230419の「機能要件」および「要件の考え方・理由」



機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
4 保険料収納	4.2 収納消込共通	4.2.1.	補記	0230419	収納消込データに関して登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・収納消込情報（消込エラー事由、データ識別、バーコード情報、収納店舗コード、小売業企業コード※5、支払期限日、請求書発行企業コード） ※1 一括登録もできること ※2 仮消込が行えること ※3 コンビニエンスストア納付等、多様な納付方法に対応していること ※4 多様な納付方法については、税務システム標準仕様書に準拠する形とする ※5 各種決済サービスを識別するコード	○	「4.2 収納消込共通」の要件は、「4.3収納消込（自主納付・代理納付）」「4.4収納消込（口座振替）」「4.5収納消込（特別徴収）」「4.9 収納消込（共通納税）」のすべてに係る要件である。 収納消込データの登録は、以下の入力方法を想定している。 ・OCR読取 ・パンチ入力 ・収納代行業者データ取込み ※コンビニエンスストア、電子決済、クレジット会社等 ・特別徴収結果データ取込み
4 保険料収納	4.2 収納消込共通	4.2.2.		0230420	収納消込データにおける二重消込等のエラーチェックが行えること。	◎	
4 保険料収納	4.2 収納消込共通	4.2.3.		0230421	収納消込情報を抽出し、口座振替不能や消込エラー等の結果を一覧で確認できること。	◎	

＜修正箇所＞帳票詳細要件_4.保険料収納　帳票ID 0230218「09.督促状兼納付書（ハガキ様式）」通番23の「印字編集条件など」

帳票詳細要件　介護保険システム

業務	04.保険料収納	帳票ID	0230218
帳票名称	09.督促状兼納付書（ハガキ様式）		

通番	システム印字項目	実装項目 必須	実装項目 オプション	実装項目 不可	印字編集条件など
23	コンビニバーコード（ＣＶＳ収納用）		●		コンビニエンスストア納付に対応する場合、印字すること
24	固定文言４		●		文言マスタで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること

「コンビニバーコード」は、システム印字項目として定めている名称のため、修正対象外としている。

5. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた修正・訂正(5/5)

第２回検討会（9/25）から新規追加

No	ご意見の内容	修正内容
5	【課題名】No.10713 帳票レイアウト【第5.0版】案　帳票ID「0230009：資格-03_介護保険資格者証」の文言内容について 【課題内容】 令和6年8月5日に通知されました「地域支援事業実施要綱」、及び、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の改正内容から、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業の名称が「介護予防・生活支援サービス事業」から、「サービス・活動事業」へ変更されたことに伴う見直しを検討されているかと思います。 対象箇所の確認しました所、帳票によって見直し内容が異なっておりました。 「帳票ID 0230009：資格-03_介護保険資格者証」 介護予防・生活支援サービス事業→サービス・活動事業 「帳票ID 0230010：資格-04_介護保険被保険者証」 「帳票ID 0230105：受給-37_介護保険負担割合証」 介護予防・生活支援サービス事業→サービス・活動事業（第一号事業） ①帳票ごとに見直し内容が異なっておりますが、問題無いでしょうか？ ②問題無い場合、資格者証・被保険者証・負担割合証の3つは見直し前の文言が同じであるにも関わらず、見直し後の文言に違いがある理由（（第一号事業）の有無）を教えてください。	第5.0版にて対応しました帳票における名称については、厚生労働省へ確認した上で、検討会やWTに諮り、自治体への意見照会にて確認を行った後に定めたものになり問題ないものと考えます。 ただし、帳票ID 0230009：資格-03_介護保険資格者証は、帳票ID 0230010：資格-04_介護保険被保険者証の文章と合わせるようにしておりますので、以下の帳票レイアウトの裏面に定める文章について、「帳票ID 0230010：資格-04_介護保険被保険者証」に合わせて、「サービス・活動事業」を「サービス・活動事業（第一号事業）」に見直しました。 【対象帳票】 帳票レイアウト 帳票ID 0230009：資格-03_介護保険資格者証

＜修正箇所＞帳票レイアウト_2.被保険者資格　帳票ID 0230009「03.介護保険資格者証」の裏面

注意事項

1　介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。

2　サービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。

（中略）

4　サービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業提供者に提出してください。

（中略）

9　サービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けるときに支払う金額は、当該サービスに要した費用のうち市町村が定める割合又は市町村が定める額（事業提供者が額を定める場合においては、当該者が定める額）です。

赤枠内のとおり「（第一号事業）」を追加しました。